

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成27年6月25日(2015.6.25)

【公表番号】特表2015-503532(P2015-503532A)

【公表日】平成27年2月2日(2015.2.2)

【年通号数】公開・登録公報2015-007

【出願番号】特願2014-549433(P2014-549433)

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/31	(2006.01)
A 6 1 K	8/34	(2006.01)
A 6 1 K	8/73	(2006.01)
A 6 1 K	8/37	(2006.01)
A 6 1 K	8/69	(2006.01)
A 6 1 K	8/891	(2006.01)
A 6 1 Q	1/04	(2006.01)
A 6 1 Q	1/00	(2006.01)
A 6 1 K	8/02	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	8/31
A 6 1 K	8/34
A 6 1 K	8/73
A 6 1 K	8/37
A 6 1 K	8/69
A 6 1 K	8/891
A 6 1 Q	1/04
A 6 1 Q	1/00
A 6 1 K	8/02

【手続補正書】

【提出日】平成27年4月30日(2015.4.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

生理学的に許容され得る媒体中に、下記：

少なくとも20%の水；

少なくとも1のアルキルセルロース、ここで、そのアルキル残基が、1～6の炭素原子を有する；

C₁～C₂～C₆アルコールと、

ヒドロキシル化されていてもよいC₂～C₈のモノカルボン酸またはポリカルボン酸とC₂～C₈アルコールとの、ヒドロキシル化されていてもよい、モノエステル、ジエステルまたはトリエステルと、

C₂～C₈ポリオールと1以上のC₂～C₈カルボン酸とのエステルと

から選択される、室温、すなわち25～および大気圧、すなわち760mmHgで液体である少なくとも1の第一の炭化水素に基づく非揮発性オイル；

シリコーンオイルおよび/またはフッ素オイルから選択される、室温、すなわち25～で

および大気圧、すなわち 760 mmHg で液体である少なくとも 1 の第二の非揮発性オイル；

室温、すなわち 25 および大気圧、すなわち 760 mmHg で液体である少なくとも 1 の第三のオイル、ここで該第三のオイルは、該第一のオイル以外の炭化水素に基づくオイルから選択される；

少なくとも 1 の界面活性剤を含む液状化粧料組成物。

【請求項 2】

水中油型エマルジョンの形態である、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 3】

20 での粘度が、0.05 ~ 1.5 Pa.s である、請求項 1 または 2 に記載の組成物。

【請求項 4】

該アルキルセルロースが、該組成物の総重量に対して、1 ~ 60 重量% の含有量で存在する、請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 5】

該アルキルセルロースが、メチルセルロース、エチルセルロースおよびプロピルセルロースから選択される、請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 6】

該アルキルセルロースがエチルセルロースである、請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 7】

該第二の非揮発性オイルが、フェニルシリコーンオイルから選択される、請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 8】

該組成物の総重量に対して、5 ~ 75 重量% の範囲の含有量の第二の非揮発性のシリコーンオイルおよび / またはフッ素オイルを含む、請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 9】

該非揮発性の炭化水素に基づく第一のオイルが、下記：

C₁₀ ~ C₂₆ 一価アルコール；

C₂ ~ C₈ カルボン酸と C₂ ~ C₈ アルコールとの、ヒドロキシル化されていてもよいモノエステル；

C₂ ~ C₈ ジカルボン酸と C₂ ~ C₈ アルコールとの、ヒドロキシル化されていてもよいジエステル、例えばアジピン酸ジイソプロピル、アジピン酸 2 - ジエチルヘキシル、アジピン酸ジブチルまたはアジピン酸ジイソステアリル；

C₂ ~ C₈ トリカルボン酸と C₂ ~ C₈ アルコールとの、ヒドロキシル化されていてもよいトリエステル、例えばクエン酸エステル、例えばクエン酸トリオクチル、クエン酸トリエチル、クエン酸トリブチルまたはアセチルクエン酸トリブチル；

C₂ ~ C₈ ポリオールと 1 以上の C₂ ~ C₈ カルボン酸とのエステル、例えば一酸のグリコールジエステル、例えばジヘプタン酸ネオペンチルグリコール、または一酸のグリコルトリエステル、例えばトリアセチン；

から選択される、請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 10】

C₁₀ ~ C₂₆ 一価アルコールが、ラウリルアルコール、イソステアリルアルコール、オレイルアルコール、2 - ヘキシルデシルアルコール、イソセチルアルコールおよびオクチルドデカノール、ならびにそれらの混合物から選択される、請求項 9 に記載の組成物。

【請求項 11】

該非揮発性の炭化水素に基づく第一のオイルがオクチルドデカノールである、請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 1 2】

該第一の非揮発性の炭化水素に基づくオイルが、該組成物の総重量に対して、2～75重量%の範囲の含有量で存在する、請求項1～11のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 1 3】

該第一の非揮発性の炭化水素に基づくオイルおよび該アルキルセルロースが、該組成物中に、0.5～20の、第一の非揮発性の炭化水素に基づくオイル／アルキルセルロース重量比で存在する、請求項1～12のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 1 4】

該組成物の総重量に対して、20～95重量%の水を含む、請求項1～13のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 1 5】

2～30重量%のアルキルセルロース、

30～85重量%の水、

10～50重量%の総重量の非揮発性オイル、

を含む、請求項1～14のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 1 6】

該第三のオイルが無極性のオイルである、請求項1～15のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 1 7】

該第三のオイルが非揮発性のオイルである、請求項1～16のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 1 8】

該第三のオイルが8～16の炭素原子を含有する炭化水素に基づく揮発性オイルから選択される、請求項1～16のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 1 9】

該第三のオイルが、C₈～C₁₆イソアルカン(イソパラフィンとしても知られる)、イソデカン、イソデカン、イソヘキサデカン、直鎖状アルカン、ウンデカン・トリデカン混合物、n-ウンデカン(C11)およびn-トリデカン(C13)の混合物、およびこれらの混合物から選択される、請求項18に記載の組成物。

【請求項 2 0】

界面活性剤が非イオン性であり、かつポリ(エチレンオキシド)のアルキルおよびポリアルキルエステル、オキシアルキレン化アルコール、ポリ(エチレンオキシド)のアルキルおよびポリアルキルエーテル、ソルビタンの、任意的にポリオキシエチレン化されていてもよい、アルキルおよびポリアルキルエステル、ソルビタンの、任意的にポリオキシエチレン化されていてもよい、アルキルおよびポリアルキルエーテル、アルキルおよびポリアルキルエーテル、アルキルおよびポリアルキルグリコシドまたはポリグリコシド、スクロースのアルキルおよびポリアルキルエステル、グリセロールの、任意的にポリオキシエチレン化されていてもよい、アルキルおよびポリアルキルエステル、グリセロールの、任意的にポリオキシエチレン化されていてもよい、アルキルおよびポリアルキルエーテル、ジェミニ型界面活性剤、セチルアルコールおよびステアリルアルコール、ならびにこれらの混合物から選択される、請求項1～19のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 2 1】

界面活性剤がアミノ酸誘導体、および/またはスクロースのアルキルおよびポリアルキルエステル、ならびにこれらの混合物から選択される、請求項1～19のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 2 2】

界面活性剤の総含有量が、該組成物の総重量に対して、0.1～20重量%である、請求項1～21のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 2 3】

少なくとも1の染料を含む、請求項1～22のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 2 4】

フィラー、ワックス、親水性ゲル化剤、ペースト状の脂肪物質、半結晶性ポリマーおよび/または親油性ゲル化剤、ならびにそれらの混合物から選択される少なくとも1の化合物を含む、請求項1～2 3のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 2 5】

口唇または皮膚をメイクアップするおよび/またはケアするための組成物である、請求項1～2 4のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 2 6】

口唇をメイクアップするおよび/またはケアするための組成物である、請求項1～2 5のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 2 7】

請求項1～2 6のいずれか1項に記載の少なくとも1の組成物を皮膚および/または口唇に施与することから成る少なくとも1の工程を含む、皮膚および/または口唇をメイクアップするおよび/またはケアするための化粧的方法。

【請求項 2 8】

生理学的に許容され得る媒体中に、下記：

少なくとも水；

少なくとも1のアルキルセルロース、ここで、そのアルキル残基が、1～6の炭素原子を有する；

C₁0～C₂6アルコールと、

ヒドロキシル化されていてもよいC₂～C₈のモノカルボン酸またはポリカルボン酸とC₂～C₈アルコールとの、ヒドロキシル化されていてもよい、モノエステル、ジエステルまたはトリエステルと、

C₂～C₈ポリオールと1以上のC₂～C₈カルボン酸とのエステルと

から選択される、室温、すなわち25度および大気圧、すなわち760mmHgで液体である少なくとも1の第一の炭化水素に基づく非揮発性オイル；

シリコーンオイルおよび/またはフッ素オイルから選択される、室温、すなわち25度および大気圧、すなわち760mmHgで液体である少なくとも1の第二の非揮発性オイル；

室温、すなわち25度および大気圧、すなわち760mmHgで液体である少なくとも1の第三のオイル、ここで該第三のオイルは、該第一のオイル以外の炭化水素に基づくオイルから選択される；

少なくとも1の界面活性剤

を含む少なくとも1の化粧料組成物を口唇に施与することから成る少なくとも1の工程を含む、口唇をメイクアップするおよび/またはケアするための化粧的方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

すなわち、本発明の第一の局面によれば、本発明の主題は、生理学的に許容され得る媒体中に、下記：

- 少なくとも20%の水、好ましくは少なくとも30%の水、
- 少なくともアルキルセルロース、ここで、そのアルキル残基が、1～6の炭素原子、好ましくは2～6、好ましくは2～3の炭素原子を有し、好ましくは上記アルキルセルロースがエチルセルロースである、
- 少なくとも1の第一のオイル、ここで上記第一のオイルは、室温、すなわち25度および大気圧、すなわち760mmHgで液体である炭化水素に基づく非揮発性オイルであり、下記：

$C_{10} \sim C_{26}$ アルコール、好ましくは一価アルコール、
 $C_2 \sim C_8$ のモノカルボン酸またはポリカルボン酸と $C_2 \sim C_8$ アルコールとの、任意的にヒドロキシル化されていてもよい、モノエステル、ジエステルまたはトリエステル、
 $C_2 \sim C_8$ ポリオールと 1 以上の $C_2 \sim C_8$ カルボン酸とのエステル
から選択される、

- 少なくとも 1 の第二のオイル、ここで上記第二のオイルは、シリコーンオイルおよび / またはフッ素オイルから選択される、室温、すなわち 25 および大気圧、すなわち 760 mmHg で液体である非揮発性オイルである、

- 室温、すなわち 25 および大気圧、すなわち 760 mmHg で液体であるなくとも 1 の第三のオイル、ここで上記第三のオイルは、上記第一のオイル以外の炭化水素に基づくオイルから選択される、

- 少なくとも 1 の界面活性剤、好ましくは非イオン性界面活性剤を含む液状化粧料組成物である。